

32-4 紡績運転(合撚糸工程作業)

2010.1.22

<p>作業の定義</p>	<p>2本以上の糸を引きそろえ(合糸)、均整な撚りをかけ(撚糸)で強伸度の大きい糸や特殊な風合い・外観の糸を作る(仕上工程の一部)作業をいう。                  ※注 合撚糸工程は紡績仕上工程の一部であるが、専門者の「撚糸業」に加工委託される場合もある。紡績運転職種では撚糸業(撚糸製造業とかさ高加工糸製造業)の実撚式と仮撚式の合撚糸機による紡績糸、フィラメント糸の撚糸作業も対象としている。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)合撚糸工程作業                  ①口付・巻付作業                  ②継ぎ・給糸作業                  ③玉揚・運搬作業                  ④機台の見回り作業                  ⑤異常時の処理判断                  (2)安全衛生作業                  ①雇入れ時等の安全衛生教育                  ②作業開始前の安全装置等の点検作業                  ③紡績運転職種に必要な整理整頓作業                  ④紡績運転職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業                  ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業                  ⑥安全装置の使用等による安全作業                  ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業                  ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">} ※</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業                  ①前紡工程作業、精紡工程作業、巻糸工程作業                  ②合糸機等の運転作業                  ③チーズ運搬作業                  ④機台清掃作業                  (2)周辺作業                  ①製品区分管理作業                  ②品質維持管理作業                  ③器工具の管理作業                  ④前工程及び自工程での中間素材の搬送作業                  ⑤製品の搬送作業                  (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業)                  上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>合撚糸工程作業(一つ以上必ず使用すること。)                  1.糸パッケージ(コーン・チーズ)                  2.糸パッケージ(パーン)</p>
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①合撚糸工程作業用機械等(一つ以上必ず使用すること。)                  1.実撚式撚糸機(ダブルツイスター(標準的機種)、リング撚糸機、イタリー式撚糸機)                  2.仮撚式撚糸機                  3.各種付属装置等                  ②器工具等(必要に応じて使用すること。)                  1.各種器工具等                  ケンス、ポピン、運搬車、ドラムバサミ、ハサミ、ハンドブラシ、スパナ等                  2.各機械の各種付属品等</p>
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①紡績糸                  1.天然繊維糸(綿糸、梳毛糸、紡毛糸、麻糸、絹紡糸等)                  2.化学繊維糸(スフ糸、合成繊維紡績糸)                  3.意匠糸(ファンシーヤーン)                  4.混紡糸(綿・ポリエステル、綿・麻、毛・アクリル等)                  5.複合糸(コアヤーン)                  6.撚糸(紡績糸・生糸や合成繊維フィラメント糸)                  7.ウーリー加工糸(合成繊維フィラメント糸)                  ②工程段階での製品(中間製品)                  合撚糸工程[糸パッケージ(チーズ、コーン、パーン)]</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.カーペット製造作業                  2.化学繊維製造・製糸作業のみの場合                  3.網・綱(紐、ロープ)製造作業                  4.製綿業作業                  5.不織布製造作業                  6.反毛作業(一部前紡機と類似した機構を有する機械を使用するが、精紡工程の前工程となっていない場合)                  7.紡績仕上用でない巻糸機を使用する作業                  8.巻糸工程が精紡工程の後工程となっている作業                  9.前紡工程における混打綿機運転作業                  10.合撚糸工程作業において、撚糸機の運転を伴わない(合糸作業、巻き返し作業のみ)作業</p>